

モニタリングシート

指定管理者名	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 会長 滝口 君江
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理料 前年度	19,712,000円
指定管理料 当年度	20,148,000円

項目		市によるモニタリング 指定管理者による自己モニタリング	評価基準	確認資料等	評価基準	備考
		モニタリングの視点				
業務の履行	執行体制	職員に対して管理運営に必要な研修が実施されている。	A		A	
		指定管理業務のマニュアル等を作成し、定期的に見直しを行っている。	A		A	
	報告連絡相談	市と指定管理者との間で業務の報告・連絡・相談がされている。	A	業務日誌	A	
		報告書等は協定書で定められた期日までに報告・提出がされている。	A		A	
	記録の整理保管	文書管理に関する規定等があり、適正に管理・保存がされている。	A	処務規程	A	
	法令協定書等の遵守	管理業務を包括的に第三者に委託し、又は請け負わせてはいない。	A	契約関係	A	
電気・ガス等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取り組みを推進している。		A		A	外気の温度により館内（廊下等）温度を調節 各室内の温度を一律に設定 利用者及び職員への節電協力の案内・周知を実施 館内LED電球に随時交換	
維持管理	清掃	指定管理者の管理区域内は、定期的に清掃されている。	A	清掃業務委託報告書	A	
	修繕	破損（修繕）している場所が見つかれば、適切に修繕している。	A		A	
	物品・備品	木更津市と協議のうえ物品・備品を購入している。	A		A	
		物品は木更津市財務規則及び関係例規に基づき管理及び分類されている。	A	備品管理表	A	
	安全性の確保	指定管理業務における事故発生又は再発防止に関するマニュアル等を整備している。	A	緊急対応マニュアル	A	
避難経路が確保されている。		A		A		
緊急時	事故、災害等緊急時の避難誘導や初期体制のマニュアル等を整備している。	A	緊急対応マニュアル	A		

モニタリングシート

指定管理者名	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 会長 滝口 君江
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理料 前年度	19,712,000円
指定管理料 当年度	20,148,000円

項目		市によるモニタリング 指定管理者による自己モニタリング	評価基準	確認資料等	評価基準	備考
		モニタリングの視点				
サービスの質	申請業務	遅滞なく申請手続きが行われている。	A		A	
		施設使用等で、特定の人（団体）に偏ることなく使用許可を出している。	A		A	
	窓口対応	窓口に来た来場者に対し、平等に対応している。	A		A	
		利用者から案内を求められた場合、親切な対応をしている。	A		A	
		窓口業務を行う者に対して研修を行っている。	A	苦情対応マニュアル	A	
	苦情対応	利用者から苦情が出された場合、記録簿等に記録している。	A		A	
		利用者から出された苦情について、指定管理者から市に報告がある。	A		A	
	情報の発信	施設の機能（空き状況も含む）やイベント等の情報をホームページ等で発信している。	A	社協ホームページ	A	施設の利用状況や会館利用に関する情報を発信 公共施設予約システム
	情報の透明性	利用者から説明を求められた場合、必要な回答を行っている。	A		A	
自己評価	アンケート等の手法で定期的に評価を行っている。	A	アンケート報告書	A		
個人情報保護	PCの取扱	PCは決められた場所で管理・使用している。	A	コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程	A	
		PCの入れ替え時には、データを消去をしている。	A	個人情報保護規程 コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程	A	
	個人情報の管理	業務上知り得た個人情報は、外に持ち出せない（持ち出さない）ようにしている。	A	個人情報保護規程	A	
		記録媒体（FD・MD・CDR・USBメモリー等）に記憶された個人情報の取扱は、マニュアル等のとおり行われている。	A	個人情報保護規程 コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程	A	

モニタリングシート

指定管理者名	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 会長 滝口 君江
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理料 前年度	19,712,000円
指定管理料 当年度	20,148,000円

項目	市によるモニタリング 指定管理者による自己モニタリング					
	モニタリングの視点	評価基準	確認資料等	評価基準	備考	
経営状況	会計処理	指定管理業務用の別口座を管理している。	A	経理規程	A	
		伝票の改ざん等の不正経理は行われていない。	A	経理規程	A	
		予算は協定書で定めた額以内で執行されている。	A	経理規程	A	
		木更津市と事前協議の上流用を行っている。	A	経理規程	A	
		清算の結果、残額が生じた場合には木更津市に戻入している。	A	決算報告	A	
		現金等の管理は、決められた場所で行っている。	A	経理規程	A	
		会計処理の経理規定があり、経理事務を執行している。	A	経理規程	A	
	計画的な事業進捗	年度または月ごとの目標が存在する。	A	自主計画書	A	
		目標に基づいて事業が進められている。	A		A	
		事業内容について定期的に評価を行い、課題の抽出や見直しを行っている。	A		A	

評価基準	評価結果
A	適正に管理運営されている。
B	努力項目はあるが、概ね管理運営に支障はない。
C	早急に業務改善に努めるべきである。